

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度 (令和 6 年度変更)
計画主体	桐 生 市

桐生市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	桐生市産業経済部農林振興課
所 在 地	桐生市織姫町 1 番 1 号
電 話 番 号	0277 (46) 1111 [内線] 1619
F A X 番 号	0277 (43) 1001
メールアドレス	norinshinko@city.kiryu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ツキノワグマ、カワウ、カラス、スズメ、アナグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	桐生市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額(千円)	被害面積(a)
イノシシ	水稻、果樹、野菜、いも類	2,298	134
ニホンジカ	雑穀、野菜、工芸作物、樹木	農業：2,144 林業：20,629	農業：37 林業：5,172
ニホンザル	果樹、野菜、いも類	22	6
ハクビシン	果樹	177	5
アライグマ	農作物被害の報告はないが、生息が確認されている。		
タヌキ	農作物被害の報告はないが、生息が確認されている。		
アナグマ	農作物被害の報告はないが、生息が確認されている。		
ツキノワグマ	果樹、飼料作物、野菜、樹木	農業：46 林業：14,302	農業：5 林業：27,732
カワウ	農作物被害の報告はないが、生息が確認されている。		
カラス	果樹、野菜	340	18
スズメ	水稻、野菜	503	43

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	生息状況として、 令和3年～令和4年初旬については、イノシシの目撃や掘り返しが減少していたが、令和5年の秋季頃には、出没や生息の痕跡等（河川部にも生息確認）が確認され拡大してきた。
------	---

	被害状況として、 生息増加に伴い、令和5年の秋季頃までには農地に出没して農作物に被害を及ぼしたり、河川部から出没しては市街地に出没することが増え、生活環境被害がおきてきている。
ニホンジカ	生息状況として、 桐生市全域に生息が確認されており、近年、森林内の生息数は増加しており、捕獲頭数が毎年急増している。 被害状況として、 生息数の増加に伴い、さらなる農林業被害が拡大して、農業、林業ともに農林業経営に対する負荷が大きくなっている。 また、道路上での交通事故や獣害防止用ネットに絡まる事例も増えている。
ニホンザル	生息状況として、 桐生地区の一部の山間部において、時期的に生息が確認されている。 令和5年度は、ハグレザルが市街地に数件出没している。 被害状況として、 被害は減少傾向にあるように思える。 しかし、農作物被害が発生している為、農業者が苦慮する要因でもある。
ハクビシン	生息状況として、 桐生市全域に生息が確認されている。 最近では、市街地での空き家に生息して繁殖がされている個体と人なれをしている個体が確認されている。 被害状況として、 果樹園におけるブドウの食害や家屋へ侵入される、生活環境被害が毎年深刻化している。
アライグマ タヌキ	生息状況として、 桐生市全域で生息が確認されている。特に新里地区では、被害の発生・拡大が懸念される。 被害状況として、 果樹園におけるブドウの食害や家屋へ侵入される、生活環境被害が毎年深刻化している。
ツキノワグマ	生息状況として、 市内の森林に生息が確認され、住宅地まで出没が多く確認されている。 被害状況として、 林業被害は、スギヒノキの剥皮被害が甚大であり、林業

	経営の意欲減退に繋がっている。また、人里に出没することもあり、人身被害が懸念される。
カワウ	生息状況として、市内の河川に生息が確認されている。 被害状況として、アユなどの水産物(放流稚魚)を食害し、市内の水産業に影響を及ぼしている。
カラス スズメ	生息状況として、 市内全域に生息している。 被害状況として、各地で農作物被害やゴミ荒らし、送電障害などが出ている。また、市街地における糞尿等の生活環境被害が問題となっている。
アナグマ	生息状況として、 桐生市全域で生息し、住宅（空き家）の床下に生息しているのを確認し、生息数が大幅に増加している。 被害状況として、 生息数が大幅に増える中、家屋の床下等に侵入される事例が多く報告され、生活環境被害が問題になっている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	2,298 千円 134 a	1,608 千円 93.8 a
ニホンジカ	農業： 2,144 千円 37 a 林業： 20,629 千円 5,172 a	農業： 1,500 千円 25.9 a 林業： 14,440 千円 3,620 a
ニホンザル	22 千円 6 a	15.4 千円 4.2 a
ハクビシン	177 千円 5 a	123 千円 3.5 a
アライグマ	被害の発生・拡大が懸念されるため、捕獲等の対策を講じる。	
タヌキ	被害の発生・拡大が懸念されるため、捕獲等の対策を講じる。	
ツキノワグマ	農業： 46 千円 5 a 林業： 14,302 千円 27,732 a	農業： 32 千円 3.5 a 林業： 10,011 千円 19412.4 a
カワウ	被害の発生・拡大が懸念されるため、捕獲等の対策を講じる。	
カラス	340 千円 18 a	238 千円 12.6 a
スズメ	503 千円 43 a	352 千円 30.1 a
アナグマ	被害の発生・拡大が懸念されるため、捕獲等の対策が必要。 市に委譲した群馬県に捕獲許可の要望を検討。	

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕 獲 等 に 関 す る 取 組	・捕獲効率の向上のため、ICT 機器（センサー式扉落とし）を導入して、捕獲の向上。 - 引き続き、捕獲檻の研究及び開発、捕獲檻の設置台帳の作成、捕獲記録を融合することによる先回りの捕獲対策。 ・ニホンザルの捕獲に効果的な大型捕獲柵わな、移動式柵わなの継続的利用による個体群管理。 ・市所有の焼却施設による捕獲獣の焼却処分（市捕獲の鳥獣に限る）、状況によっては埋設。	・捕獲檻を設置できない場所において、根本的な対策ができないので、有害鳥獣捕獲許可として電気槍等の専用捕獲機材の導入を検討。 ・実績として捕獲数が増加しているにもかかわらず、被害の減少がみられない。 ・狩猟者の高齢化により、万全な捕獲体制の構築が難しい。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	・住民の自己防除意識を高めるため、防護柵設置の広報周知。 ・県補助事業の広報周知と活用。 ・市単独補助事業として、電気柵等の防護資材の購入経費や追払い機材費に対して、予算の範囲内で1/2以内を補助。 - なお、追払い機材については、町会が管理。 ・防護柵周辺において町会で管理している電動ガンで追払いや誘導柵わなの設置箇所へ誘導する。	・設置後の防護柵周辺の環境整備や管理が徹底されていない。 ・防護柵を設置する条件として、複数人の同意が必要。 ・市単独補助事業の広報周知が必要。 ・電動ガンで追払いを正しい方向に追払いが出来ず、設置箇所への誘導が難しい。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	・緩衝帯整備で下草刈りを行い、イノシシ等の出没頻度を軽減。 ・宅地内における残菜等の除去指導。	・場所の選定が難しく、整備の完了期間を要してしまう。 ・残菜をめがけて野生動物が出没してしまう事の説明が必要だが、理解していただくまで時間がかかる。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

ICT（センサー式扉落とし）の導入をおこなってはいるが、通信系の新たな ICT 機器を導入して、捕獲率の向上に努め捕獲圧を高めるとともに、住民が有害鳥獣に対して自己防除意識を持つように有害鳥獣の習性や有効な対策等を周知することで意識改革を図る。

高齢化が進み、担い手不足が深刻化している現状で、捕獲体制の構築をして、万全な捕獲体制にする。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT（情報通信技術）機器や GIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの捕獲については、群馬県の定める第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき編成した有害鳥獣捕獲隊員が従事する。また、住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じるおそれがある場合については、桐生市鳥獣被害実施隊が従事し、場所（状況）状況によってはライフル銃を所持させ対応させる。なお、毎年 3 月に行われる一斉捕獲やツキノワグマの出没時などの緊急時におけるライフル銃（特定ライフル銃含む）を使用した捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	(1) 捕獲に効果的な資機材の活用 ・捕獲圧を高めるため、箱わな・くくり罠の活用。 ・電気槍等止め刺し器具の活用。 ・ICT機器を活用し効率的な捕獲活動を実施する。 (2) 捕獲に関する担い手の育成 ・若年層の猟友会への入会促進。 ・わな猟免許試験会場の継続的提供。
令和7年度	ハクビシン アライグマ タヌキ	
令和8年度	ツキノワグマ カワウ カラス スズメ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲頭数（実績）は、ニホンジカを主軸にして鑑みると、右肩上がりで捕獲頭数が増加している。イノシシの捕獲頭数はここ数年、500頭も満たない捕獲頭数になっている。豚熱の影響は令和6年以降も継続として考えられる要因であるとしている。 ニホンジカやアライグマなどは、捕獲檻の増加による捕獲効率の向上がされると予測され、本来、野生獣が生息圏としている森林において、餌不足による行動範囲の拡大が考えられるが、捕獲頭数に対し、生息頭数の減少が伴わないのが現状である。 以上のことから、イノシシは少数に設定して、他の動物については、より一層の捕獲努力が求められる中で捕獲計画数を設定する必要がある。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	800 頭	1000 頭	1000 頭
ニホンジカ	1500 頭	1500 頭	1500 頭
ニホンザル	200 頭	200 頭	200 頭
ハクビシン	150 頭	150 頭	150 頭
アライグマ	150 頭	150 頭	150 頭
タヌキ	50 頭	50 頭	50 頭
ツキノワグマ	森林と住宅付近で目撃された場合、有害鳥獣駆除（人畜被害に対し）として捕獲とし、1 か月単位で捕獲許可をして捕獲をする。捕獲頭数については、1 許可に対し1 頭。		
カワウ	10 羽	10 羽	10 羽
カラス	250 羽	250 羽	250 羽
スズメ	250 羽	250 羽	250 羽

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
捕獲頭数はイノシシ以外、概ね右肩上がりが続けているが、設置してある檻を被害が多く出ている箇所に移動させながら捕獲圧を向上させる。被害は依然として減少する兆しが見えてこないため、継続的に捕獲を実施し、住民全体で一年を通した捕獲体制を市内全域で展開継続していく。	
イノシシ	I C T 機器設置捕獲檻・くくり罠の積極的な捕獲を行う。
ニホンジカ	I C T 機器設置捕獲檻・くくり罠の積極的な捕獲を行う。
ニホンザル	継続的に大型捕獲柵わな、移動式柵わなを用いて、個体数管理を行う。
ハクビシン	農業被害や生活環境被害の報告を寄せられた場所に捕獲檻を設置し捕獲を行う。
アライグマ	農業被害や生活環境被害の報告を寄せられた場所に捕獲檻を設置し捕獲を行う。
タヌキ	農業被害や生活環境被害の報告を寄せられた場所に捕獲檻を設置し捕獲を行う。
ツキノワグマ	一年を通して有害鳥獣駆除を出来るように今後は検討しつつ、山側から住宅地に出没が確認されたらその都度、捕獲の許可を1 か月単位でおこなう。 また、スギ・ヒノキの剥皮被害が発生する季節は積極的に人的被害を未然に防ぐため、捕獲檻を住宅地ではなく、森林内で捕獲を行う。
カワウ	出沒状況に合わせてロケット花火による追い払い等を行う。
カラス、スズメ	水稻の作付け等の時期に合わせて、一斉捕獲、追い払いを行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマによる住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合、又は生じるおそれがあるなど、緊急性の高い対処が求められる場合で、ライフル銃（特定ライフル銃を含む）を使用することが最善と思われる状況の中で使用。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象鳥獣、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
桐生市全域	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条第 1 項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象獣種について、委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	生活環境被害による防護柵等の設置に対し、補助を行う。	生活環境被害による防護柵等の設置に対し、補助を行う。	生活環境被害による防護柵等の設置に対し、補助を行う。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	市単補助で設置した防護柵周辺の刈払いや修理を自主（町会）で行うことで、緩衝帯を作り地域全体で有害鳥獣の生息しにくい環境整備を行う。	市単補助で設置した防護柵周辺の刈払いや修理を自主（町会）で行うことで、緩衝帯を作り地域全体で有害鳥獣の生息しにくい環境整備を行う。	市単補助で設置した防護柵周辺の刈払いや修理を自主（町会）で行うことで、緩衝帯を作り地域全体で有害鳥獣の生息しにくい環境整備を行う。
ニホンザル	防護柵周辺において町会で管理している電動ガンで追払いや誘導柵わなの設置箇所へ誘導する。	防護柵周辺において町会で管理している電動ガンで追払いや誘導柵わなの設置箇所へ誘導する。	防護柵周辺において町会で管理している電動ガンで追払いや誘導柵わなの設置箇所へ誘導する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	市と猟友会が有害鳥獣の生息状況等の情報収集をして被害防止（下草刈り等）の知識や動物の生態等を住民に伝える。
令和 7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	市と猟友会が有害鳥獣の生息状況等の情報収集をして被害防止（下草刈り等）の知識や動物の生態等を住民に伝える。
令和 8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	市と猟友会が有害鳥獣の生息状況等の情報収集をして被害防止（下草刈り等）の知識や動物の生態等を住民に伝える。

（注） 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

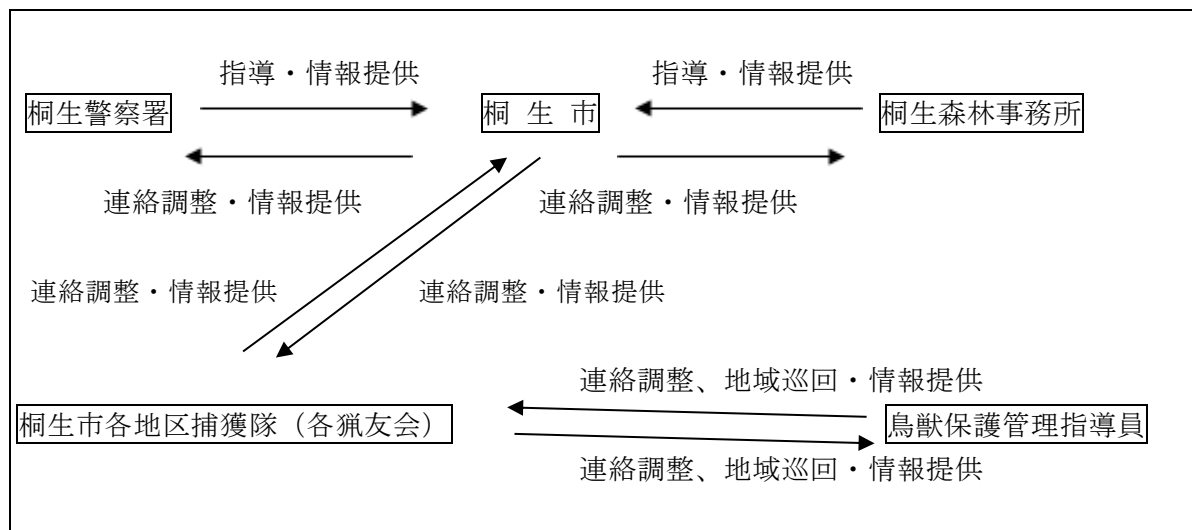
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
桐生市	被害調査及び連絡調整、情報提供、広報
桐生警察署	地域巡回、情報提供、警戒、広報
桐生森林事務所	関係機関との連絡調整、情報提供
桐生市各猟友会(捕獲隊又は実施隊)	有害鳥獣の捕獲、追払い
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報提供

- （注） 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

野生動物からの疾病感染を防止するため、焼却処分を原則とし、必要に応じて、生態調査及び鳥獣の保護管理に関する学術研究への検体提供を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ニホンジカについては、原子力災害対策得意別措置法に基づく出荷制限が処理加工施設単位で一部解除となったため、(株)箕輪フーズの処理加工施設に搬入し、ジビエの利活用の推進を図る。
ペットフード	
皮革	
その他	ツキノワグマは自然史博物館へ送付し、調査や学術研

（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等）	究に利用する。
------------------------------	---------

（注） 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

（株）箕輪フーズに搬入し、食肉加工している。（株）箕輪フーズ、高崎市、みどり市及び桐生市でコンソーシアムを構成している。 また、（株）箕輪フーズでの年間処理計画頭数は令和６年度に２００頭、令和７年度、令和８年度に３００頭としている。
--

（注） 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食肉の品質向上をさせるため、捕獲者に対し止め刺し等の講習会を実施予定。

（注） 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	桐生市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
桐生市	協議会事務局、共同捕獲事業の推進
桐生市農業委員会	共同防除事業の推進及び指導
新田みどり農業協同組合	〃
桐生広域森林組合	共同防除及び造林事業の推進及び指導
わたらせ森林組合	〃
桐生猟友会	有害鳥獣の捕獲及び追払い、生息状況等の情報収集及び提供
新里猟友会	有害鳥獣の捕獲及び追払い、生息状況等の情報収集及び提供
黒保根猟友会	有害鳥獣の捕獲及び追払い、生息状況等の情報収集及び提供

両毛漁業協同組合	共同防除事業の推進及び指導
群馬漁業協同組合	〃
群馬県東部農業事務所	農業防除及び共同防除事業の推進及び指導
群馬県桐生森林事務所	林業防除及び共同防除事業の推進及び指導

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣被害対策支援センター	農林業防除及び共同防除事業の推進及び指導
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の分析や学術研究等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年11月に桐生市鳥獣被害対策実施隊を設置。100人以内で組織し、被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で、各猟友会から推薦を受けた者及びその他市長が特に必要と認める者から市長が委嘱している。隊長以下、副隊長、班長、隊員により構成。効果的な有害鳥獣対策を行うための支援や住民への被害防止活動指導、捕獲や防除のための野生動物の動態調査等を行う。また、有害鳥獣による、住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、緊急に対処し、鳥獣被害防止に努めるものとする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、

地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

危険度の高い有害鳥獣が出没した場合、農林業被害及び人畜被害を防止するため、一斉メール配信サービスや防災無線による一斉周知の継続、有害鳥獣の出没状況等を市民へ情報提供。
また、市担当者及び関係者対象で群馬県が開催する地域対策指導者育成研修等の積極的に参加して現場での対策（対応）の知識・技術の向上に取り組む。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣による被害が広域的に拡大していく中で、事務担当レベルでの対応が難しくなっている現状と突発的な案件に対して、臨機応変に対応するため、関係機関との連携を図りつつ、広域連携の有害鳥獣対策として、赤城山麓有害鳥獣対策協議会（前橋市・桐生市・渋川市・みどり市・昭和村・沼田市）に加盟し、イノシシ対策を中心に、関係自治体相互の現状把握を行い、有害鳥獣被害対策を広域的視点で協議し、被害防止対策等を検討する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。